広報こうた
No.180　昭和43年11月1日
発行　幸田町
編集　幸田町企画室
印刷　あいち印刷

11月当直医日割表

		電話
3日	浅井医院	10
10日	上田医院	52
17日	鈴木更生医院	20
23日	鵜田幸田診療所	151
24日	神谷医院	212

心配ごと・法律相談のお知らせ

今月の心配ごと相談日は次表のとおり行ないます。どんな小さな問題でも結構です。ご利用くださるようご案内します。

とき	場所および担当者
十一月十三日（水）午前九時～十時三十分	役場旧保健センター 民生委員
十一月三十日（土）午前十時～十二時	役場旧保健センター 人権擁護委員
十一月十三日（水）午前九時～十時三十分	平野弁護士、名古屋法務局担当事務官 人権擁護委員
十一月十三日（水）午後四時まで	民生委員

譲渡所得のあらまし

一土地や家を売った場合、税金はどれほどかかるか」・「土地を売って家を建てたときは税金が軽くなるそうだが、どうしたらよいか」などという質問がよくあります。一般に、土地や家屋などの資産を売った場合の所得を譲渡所得といいます。譲渡所得は、事業所得や給与所得のように、毎年だれにでもあるというものではありません。

そこで昭和四十三年中に資産を譲渡されたかたのために、譲渡所得の計算方法や申告の手続について説明いたします。

●譲渡所得とはどのようなものか。

土地や家屋などを売ると所得税がかかりますが、これは売った場合の譲渡益に対してかかるものです。この譲渡益のことを「譲渡所得」といいます。

また譲渡とは通常の場合は売買のことをいいますがこのほか次のような場合も譲渡したことになります。

①資産を交換した場合
②資産を公売や競売された場合
③資産を土地収用法などで収用された場合
④土地や借地権や地役権を設定し所定の金額をこえる権利金などを受けて譲った場合
⑤資産を贈与したり遺贈した場合
⑥資産を時価の半額にみたない価額で売った場合（この場合は、時価で売ったものとして譲渡所得を計算します）

しかし右の④と⑥の場合には、譲受人（個人の場合に限ります）の承諾を受け「みなし譲渡による譲渡を受けたくない」旨の届出をしますと、譲渡所得の課税は受けません。

●一般の譲渡所得の計算の場合

譲渡所得の税金は、資産の譲渡によって生じた利益についてかかるものですから、まず、この譲渡益を計算しなければなりません。

譲渡益は、譲渡代金（収入金額）から売った資産の取得費や仲介手数料・登記費用などのような譲渡経費を差し引いて計算します。

①短期所得の場合
譲渡益の金額－特別控除金額＝課税される譲渡所得
②長期譲渡所得の場合
（譲渡益の金額－特別控除額）×$\frac{1}{2}$＝課税される譲渡所得

譲渡所得といいます）であれば、譲渡所得金額は二分の一されないで譲渡益から特別控除額を差し引いた金額がそのまま課税の対象となります。

○居住用の財産を買い換えた場合には

土地や家を売って、その代金で一年以内に、自分や扶養親族の「居住用財産の買換えの特例」を適用しましょう。

この特例の適用を受けるには、いろいろの条件がありますがおよそ次のとおりです。

個人が①土地や家を売り、②その売った日の前後一年以内に、居住用の土地や家を取得し、③それを取得した日から一年以内に、その人か扶養親族の住宅として使用し、④土地や家を売った年分の確定申告書に、この特例を受けたい旨を記載し、⑤売った資産の明細と、売った資産の譲渡所得の計算明細書などを添付して、確定申告書を提出することが必要です。

かりに昭和四十三年中に土地を売って、年内に買換資産を取得した場合には昭和四十四年の二月十六日から三月十五日までの確定申告の期間内に、住所地の税務署に申告することになります。

○事業用の資産を買い換えた場合には

事業用の特定の資産を売って、一定の期間内に代わりの特定の資産を取得し、その資産を事業用に使う場合は、「事業用資産の買換え」という特例の適用があります。この特例は次のような条件に該当した場合に適用されます。

①個人が事業用として使っている特定の資産を売ること、②売った年の翌年（工場移転など特定の場合には、さらにその翌々年）の十二月三十一日までに代わりの特定の資産を取得すること、③その取得した日から一年以内に事業用に使用すること。

なお次の特例の適用を受けるには、①確定申告書に、適用を受けたい旨を記載し、②譲渡資産や買換資産の明細を記載した譲渡所得の計算明細書、③買った資産の取得を証明する登記簿の謄本などを確定申告書に添付してください。

また、買換資産の取得が翌年になるときは、見積額などの承認申請書を税務署に提出して、承認を受けなければなりません。

譲渡所得について、わからないときには、税務署には五の日の知識日はもちろん、それ以外の日でも相談できるようにしています。また役場税務課にもおきがるに相談ください。

おことわり

十月十五日号の幸田町議会第三回定例会開催に関する記事のうち教育委員、湯野新松氏の部落名里区を主婦又に訂正いたします。

内助の功と財産分与

○家庭生活は、通常夫が働いて収入をあげ妻は家庭にあって家事労働に従事しあるいは家業を助けるなど夫婦の協力によって営まれます。

○夫の社会的地位も上がりあるいは家業も繁盛しそしてかなりの財産もできたという場合……その蔭に妻の有形、無形の夫への協力つまり「内助の功」のあることを見落してはならないのです。

○ところでなんらかの理由で夫婦が離婚しなければならない事態に至った場合夫名義で得た財産は一体どうなるのでしょうか、つまり内助の功のあった妻にはその財産についてどのような権利が認められているかが問題なのです。

○考えてみますと、夫婦共同生活に得た財産は名義の如何にかかわらず実質的には夫婦の協力によって得た夫婦の共通財産とみるべき場合が多いのです。

そこで法律は離婚に際しこの共通財産の清算をはかり加えて離婚の原因を作った配偶者の損害賠償や離婚後の生活共助の意味も含めて離婚した一方（多くの場合妻）に「財産分与」の請求権を認めているのであります。

決して泣き寝入りの必要はありません。

○財産分与の額とか方法は当事者の協議で定めることができますが協議が調わないときは家庭裁判所で決めることになります。もし離婚にともないこのような問題がおきたときにはすみやかに（離婚後二年を過ぎると請求できなくなります）家庭裁判所に相談されるなり調停の申立をなさるようお勧めします。

なお調停の申立用紙は家庭裁判所の窓口に備えつけてあります。そしその申立手続も非常に簡単で費用も二〇〇円程度ですみます。

○名古屋家庭裁判所岡崎支部は岡崎市明大寺町字奈良井三（名鉄バス「岡崎警察署前下車」徒歩二〇〇米）電話「岡崎五三一―四五三一代表」にあります。

昭和43年度臨時中小企業事業資金融資のご案内

中小企業のかたがたの経営の振興によって必要な低利の事業資金を次の要領により信用保証付で融資することになりましたから、せいぜいご利用ください。

取扱金融機関
東海銀行の愛知県内所在各店舗

申込者の資格
愛知県内に店舗や工場があり、引き続き6ケ月以上同一事業を営んでいる個人または会社で次に該当するかた。
(1)資業サービス業資本金一千万円以下または従業員五十人以下
(2)原則として事業税を完納していること
(3)不渡処分により金融機関と取引停止中でないこと。ただし次の業種のかたはお取り扱いいたしません。
金融業、遊興飲食、非営利団体等

資金の使途
事業上の運転資金または設備資金

融資金額
一企業一千万円以内
返済方法
分割または一時払
貸付利率
日歩二銭一厘
貸付形式
手形貸付
担保
原則として要します。
連帯保証人
個人の申込の場合県内居住の資産信用あるかた一人以上
会社の申込の場合二人以上
信用保証料
原則として信用保証料を要します。

ストーブの取扱い

このごろ、どこの家庭でも、火ばちのかわりに、電気ストーブ、ガスストーブ、石油ストーブの二つや三つおいていないところはありません。

さて、そのストーブは、長い冬を続けるので、維持費の安さということから、圧倒的に石油ストーブが使われているようです。この石油ストーブも二、三年前にくらべて、いろいろな点で改良され、安全で、効率のよい品が出回ってきました。また、外国製の石油ストーブも、たくさんの種類が輸入されています。

一般に、日本製は、扱いやすく、器用に工夫されて、値段も安いが、とわれやすい、くさいなどの不満がまだあり、外国製は日本製の二倍もして高い。案外不器用で、扱いに工夫が足りないようにできているが、もちがよい。くさみがないなどと、その評価はさまざまです。

★まず、新しく購入するとすれば、室全体を暖めるためか、直接熱を体に当てるためかなど、販売店の人によく相談して買うことです。外国品だからふいとか、かっこがよいとかで買うと失敗します。

★第三に、設扱い上の注意として次にあげる項目をとくに注意してほしいものです。

①器具についている注意書を十分よむこと。わからないところは販売店で、なっとくのいくまで聞くこと。
②器具を過信してはいけない。
③ストーブの上にはやかんなどの物をおかない。煮物などはやめる。
④置き場所に注意する。習慣に火のつきやすいものをおかない。入口付近におかない。
⑤火をつけたまま灯油をいれない。
⑥古いゴム管を使わない。（ガスの場合）

★第四に事故がおきたらどうするかです。

①火が出てもあわてない。
②まわりに移らないよう処置する。
③近所へ知らせる。消防署の連絡をたのむ。
④石油ストーブをたおして火が出たら、水をかけ、その上に毛布などをかぶせる。（昨年の実験では、水をかけるのが先という結論がでている）
⑤ガスは、もとせんを止めてから消す。電気なら電源を切ってから消す。
⑥自分の力で消せうと思うな。

11月3日
『文化の日』

9月21日幸田町、深田町を各1台づつで廻り「国旗掲揚運動」の風船を渡し1日を選した。

幸田ライオンズクラブ

インフルエンザの流行期がまいりました
予防接種をうけましょう

インフルエンザは感染力が強く一時に多数の人に伝染する油断のできない伝染病であります。

近年はインフルエンザが地域的に突然流行する傾向を示し学校、保育園、会社、工場等での伝染は急速であります。この流行を最少限に止め、進んで未然に防止するには一般的措置として過労や不摂制をさけ栄養と充分な休養をとり、身体の一般的抵抗力を高めることが大事でありますが流行期前に予防接種をうけることが大切です。

予防接種の日割表は次に掲載いたしましたから、ご覧になって必ず、うけてください。

なお予防接種は約一週間おいて2回注射いたします。

◎インフルエンザ対象者
生後三ケ月以上
◎料金一回につき
生後三ケ月以上、六十才未満　五〇円
六才以上、十五才未満　七〇円
十五才以上一一〇円

実施期日	曜	時間	回数	実施場所
11月5日	日	2.00～4.00	1	坂崎小学校
11月6日	日	〃	1	幸田小学校
11月7日	日	〃	1	荻谷小学校
11月8日	金	〃	1	豊坂小学校
11月12日	火	〃	2	坂崎小学校
11月14日	木	〃	2	幸田小学校
11月15日	金	〃	2	荻谷小学校
11月16日	土	〃	2	豊坂小学校
11月18日	月	2.00～3.00	1	上六栗公民館
11月19日	火	2.00～4.00	1	深溝小学校
11月25日	月	2.00～3.00	2	上六栗公民館
11月26日	火	2.00～4.00	2	深溝小学校
11月29日	金	5.30～7.00	1	母子センター

青色申告で節税を!!

青色申告をすれば税金はどれだけ安くなるのでしょう。次の表をごらんください。

この表は所得金額を一〇〇万円、年末のたな卸資産を一二〇万円、売掛金五〇万円、事業専従者を二人、扶養親族二人として計算してあります。このように青色申告者の税金が少なくてすむのは、青色申告にはいろいろな特典があるからです。一番大きな特典は、専従者給料が必要経費に算入されることでしょう。

		青色申告者	白色申告者
国税	所得税	800円	41,900円
地方税	事業税	15,700	25,500
	住民税	17,700	29,200
合計		34,200	66,900

これは昨年の税法改正で青色専従者については、労務の対価としてふさわしい金額であれば、支払った金額を必要経費としてもよいことになったのです。

前記の税金の表についても、青色専従者給料を一人は月額二万円、もう一は月額三万円として計算してあります。また、盆、暮などに支払う賞与も必要経費になります。このほかにも任意償却準備金、貸倒引当金、その他たくさんの特典があるため税金は安くなるのです。

また帳簿をつけるのがにがてだという人のために簡単な帳簿組織、税務署でも青色申告指導に当っており、ありたくさんの行事を計画しています。青色申告の申請の手続きや記帳その他のご相談は、税務署・役場・資工会へご遠慮なくご相談ください。

第一回幸田町愛知牛枝肉共励会
盛大に開催さる

さる10月21日碧海郡知立町知立畜場において幸田町農業協同組合主催にて管内の優良な黄色肥育牛15頭を一堂に集めて生体審査、説明、と枝肉体、午後から枝肉審査展示説明が県および経済連の審査員多数出席のもとに、盛大に行なわれました。これは黄色肥育の飼養改善および流通機構の改善を目的として今年から開催されるものです。

黄色肥育は生後7ケ月から8ケ月程選した去勢子牛を蹄油（九州・中国地方）から導入し12ケ月～14ケ月肥育して肉牛として育てあげるもので近年牛肉の高値を反映して農家の肥育熱は盛になっています。

なお共励会の成績は次のとおりです。

優等賞　坂崎　久保田
一等賞　〃　荻
二等賞　岩堀　菊吉　矩一
〃　〃　深溝　池田　国一
〃　〃　杉浦　杉浦　正一
〃　〃　近藤　勇

第十五回納税者の声を聞く旬間
十一月一日から十一月十日まで

納税者のみなさん、本年も"納税の機会にお問かせくださるよう税務署ではお待ちしています。

この行事は、本年で十五年目を迎え、その期間は、十一月一日から十一月十日までの十日間全国いっせいに行なわれます。

過去のこの行事におきまして、征征有益なご意見が、税法の改正などに多くとり入れられ、たいへん役立ってまいりました。

税金につきましては、納税する側にとってなおいろいろなご意見や苦情が潜在していると思われます。

つきましては、この期間中に税務署外においては、税務署長の納税者宅訪問、納税相談所の開設、各業者との懇談会などを、税務署内におきましては、各種座談会、税務職員の図表コンクール、写真展、および青校生による一日税務署長や中学生の署内見学など、もりたくさんの行事を計画しています。

なお国税の納税には、振替納税の方法をご利用になるとたいへん便利です。くわしい説明や申込みの方法は、あなたの預金口座のある、金融機関、または税務署におたずねください。

岡崎税務署

申告所得税第二期分の納期は十一月一日から十一月三十日まで

申告所得税第二期分の納税は、お忘れなく、期限内に納税いたしましょう。十一月末は土曜日ですから、なるべく早目に納税をお願いいたします。

なお国税の納税には、振替納税の方法をご利用になるとたいへん便利です。くわしい説明や申込みの方法は、あなたの預金口座のある、金融機関、または税務署におたずねください。

岡崎税務署

《森林組合よりお知らせ》

造　林

◇来春植林箇所の準備をしましょう。
◇植栽苗木、林業塑料、キヒテープ等の取まとめを12月中旬に行ないます。
◇立木伐採（普通林、保安林）には届出をしてから伐採してください。伐採されるかたは森林組合へ印鑑持参のうえお越しください。
◇なき畑林地改良事業
マツ1反歩以上植林を予定されるかたはこの事業を進めます。（昨年例1反当り事業費10,700円　補助率60%350本植）
申込みは地区の役員さんか、森林組合まで11月30日までに申込んでください。

シイタケ

◇浸水　2昼夜～2昼夜半
◇発芽　菌床は実性、温度差8～10°Cを必要。5°C以下では発芽は少ない、水切は十分行なってから芽出しを行ないましょう。
◇発育　菌床18～23°C
◇採収　水分を十分取ってから採収または袋つめしてください。

シメジ（原木）

◇発生　その年の気温で多少異るが10月下旬11月上旬には発生を開始する。
◇発育　0～15°Cで発育するが菌床は5°C～13°Cである。厳寒期には小屋掛けの上からビニールで覆い保温しましょう。

11月1日より狩猟期に入ります。狩猟者は正しい銃砲管理と正しい行動で鳥獣等の狩猟をしてください。町民のかたも野山や林内に入る時気を付けましょう。

統計図表コンクール作品展のお知らせ

統計協会、愛知県との共催で統計図表を通じて統計思想の普及をはかるため、次のとおり展示会が行なわれます。多数ご観覧くださるようご案内します。

記

(一)日　時　十一月八日(金)
(二)場　所　名古屋市教育館一階ホール（名古屋市中区錦三丁目十六）家内図書館
(三)展示作品　第十二回愛知県統計図表コンクール作品約六〇点
◎（特別展示）第十六回統計グラフ全国コンクール入選作品約四〇点

会場案内図

開催期間（11月8日(金)午後から11月10日(日)午後4時まで）3日間

青少年によい本を

燈下親しむ候をむかえ「青少年に本を与える運動」が十一月十五日まで、県下一斉に展開されています。

この運動は、家庭と地域社会の人びとが、一つになって、青少年にとって好ましくない本を整理して、子どものための知識に、よい本を贈ったり、地域に子ども会文庫をつくるなど、次代をになう青少年によい本を、よい文化財を与えようとするものです。

青少年の不良化についていろいろ心配されておりますが、不良化の根本的原因は親子のあいだの暖かい心のつながりが欠けていることにあるといわれています。

このころは、テレビのように、家にいながらにして、ニュースや娯楽、教養知識が得られるという便利な時代です。

しかし、このためかえって親子でテレビを見ていても、別々の見方をしていたり話し合うことが少ないなどと云ったことが、問題とされております。

この運動では、よい本に親しむ方法として親子二十分間読書を勧めておりますが、一冊の本を子どもが読み、これを薬がきく、そして話し合いをすることが、暖かい心のかよいあいを高めることになり、健全な育成に役立つものです。この運動を契機として、身近な問題の解決をはかるようにしたいものです。

青少年によい本を!!
わるい本は、みんなで追放しよう

町道船付竹下線
道路改築工事に着手
昭和四十三年一月完成の予定

一般国道二四八号線は、幸田町の幹線道路として重要な役割を果していますが、近年交通量の増加により慢性化し現在バイパスの建設が進められています。これに関連し県国道とバイパス道路を結ぶ重要道路として、坂崎地内に愛知県市町村土木費補助事業として建設されることになり、十月一日工事に着手しました。

工事概要は次のとおりです。

延長　四四一米
巾員　六、〇米
工事費　三、七七五千円
工期
着手　昭和四三年十月一日
完了　昭和四四年一月二十一日
請負者　西尾市熱池町古断田
近藤組

柴田君ブラジルへ
工業技術移民に選ばれる

海外移住協会の工業技術移民に、坂崎字瑞四十三番地の柴田勝利君（二十三才）が全国十六名の派遣者の中に選ばれて、さる十月三十日神戸港からブラジルのサン・パウロに向った。柴田君はサン・パウロで日系電子工業会社の技術者として勤務することになっています。

柴田君は中学校卒業以来日本電装株式会社に勤務のかたわら幸田青年学級、青年団に加入して青年団体活動に貢献していた。柴田君のブラジルでの活躍を期待します。

昭和44年度
養鶏技術練習生の募集

愛知県では昭和四十四年度養鶏技術練習生を次の要領により、募集いたしていますので希望者は役場産業課までご連絡ください。

愛知県種鶏場養鶏技術練習生募集要領

一、募集人員　十五人以内
二、応募資格　中学校を卒業した者または、これと同等以上の学力があると場長が認める者
三、練習期間　一年
四、但書期限　昭和四十四年二月二十六日（水）
五、選考日時　昭和四十四年三月四日午前十時
六、出願手続　(1)履歴書　(2)健康診断書　(3)写真各1通
七、選考場所　安城市藤井町吉林30番地の6
八、手当　練習生は種鶏場から修業中予算の範囲内において手当を支給する（月一〇〇〇円程度）
九、寄宿　練習生は種鶏場の寄宿舎に入らなければならない。ただし場長が特別の理由があると認めた場合はこの限りでない。

税務無料相談のお知らせ

(1)日時　十一月一日、五日、八日、十二日、十五日
毎日午後一時より五時十五分迄
(2)場所　幸田町商工会館
(3)講師　越山税理士、稲吉記帳指導員

決算書の作成時期も迫りましたのでできる限り記帳指導を受けて、あらかじめ決算準備に万全を期していただくようにおねがいいたします。